

社会福祉法人光友会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること及び児童が心身ともに健やかに育成されることを目的として、利用者の「当たり前の生活を営む権利」すなわち「完全参加と平等の権利」を保障するため、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営

相談支援事業の経営

移動支援事業の経営

地域活動支援センターの経営

老人居宅介護等事業の経営

老人デイサービス事業の経営

障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人光友会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、障害児・者、地域の子育て世帯、経済的困窮者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を神奈川県藤沢市瀬郷字大向1008番地の1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第 7 条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 9 条 評議員に対して各年度の総額が 6 0 0 , 0 0 0 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 1 0 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第 1 1 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 事業計画及び予算の承認
- (9) 社会福祉充実計画の承認

(1 0) 臨機の措置 (予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)

(1 1) 公益事業・収益事業に関する重要な事項

(1 2) 解散

(1 3) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 1 2 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 1 3 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 1 4 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 1 6 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員 (当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 1 5 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 1 6 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 1 0 名以内

(2) 監事 2 名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。理事長は総合施設長を兼ねる。
- 3 理事長以外の理事のうち、3名以上6名以内を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会にお

いて別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第24条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として監事の同意及び理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第25条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。) 監事又は会計監査人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金8万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、その都度互選によって定める。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 神奈川県藤沢市瀬郷字大向所在の神奈川ワークショップ敷地

1008番1 1545平方メートル

1007番5 48平方メートル

(2筆合計 1593平方メートル)

(2) 神奈川県藤沢市瀬郷字大向所在の湘南希望の郷敷地

1003番1 1005平方メートル

1004番 1057平方メートル

1005番 1028平方メートル

1006番1 238平方メートル

1006番2 311平方メートル

(5筆合計 3639平方メートル)

(3) 神奈川県藤沢市瀬郷字大向所在の藤沢サンライズ及び湘南希望の郷ケアセンター敷地

1007番4 2.10平方メートル

1008番2 330平方メートル

1008番3 330平方メートル

1008番4 245平方メートル

1008番5 85平方メートル

(5筆合計 992.10平方メートル)

(4) 神奈川県藤沢市瀬郷字大向所在の湘南希望の郷地域交流ホーム敷地

1002番1 497平方メートル

(5) 神奈川県藤沢市遠藤字南大平所在のライフ湘南敷地

642番6 318.81平方メートル

642番7 100.90平方メートル

642番8 169.10平方メートル

6 4 2 番 9 1 2 5 . 5 2 平方メートル

6 4 2 番 1 0 5 8 . 5 6 平方メートル

6 4 2 番 1 4 1 1 . 8 2 平方メートル

6 4 2 番 1 5 1 0 9 . 2 4 平方メートル

6 4 2 番 1 6 2 3 . 7 6 平方メートル

6 4 2 番 1 7 9 4 . 4 6 平方メートル

6 4 2 番 1 8 8 9 . 7 3 平方メートル

6 4 2 番 1 9 1 7 8 . 2 7 平方メートル

6 4 2 番 2 0 1 4 0 . 5 3 平方メートル

6 4 2 番 2 1 1 5 7 . 0 3 平方メートル

6 4 2 番 2 2 9 3 . 3 6 平方メートル

6 4 2 番 2 3 8 1 . 1 5 平方メートル

(1 5 筆合計 1 , 7 5 2 . 2 4 平方メートル)

(6) 神奈川県藤沢市高倉字槐戸所在の藤沢サンライズたかくら敷地

4 7 1 番 1 3 1 6 5 . 9 4 平方メートル

4 7 1 番 1 4 2 6 . 4 2 平方メートル

(2 筆合計 1 9 2 . 3 6 平方メートル)

(7) 神奈川県藤沢市大庭字小糸所在の藤沢サンライズおおば敷地

5 1 4 1 番 3 1 6 3 . 6 6 平方メートル

(8) 神奈川県藤沢市葛原字塩井淵所在の藤沢サンライズくずはら敷地

1 3 3 3 番 7 1 5 5 . 2 8 平方メートル

1 3 3 3 番 1 0 4 3 . 0 6 平方メートル

(2 筆合計 1 9 8 . 3 4 平方メートル)

(9) 神奈川県藤沢市獺郷字大向 1 0 0 8 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建 神奈川ワークシ
ョップ管理、作業棟 1 棟

1 階床面積 6 4 3 . 0 0 平方メートル

2 階床面積 6 4 8 . 0 0 平方メートル

(床面積合計 1 2 9 1 . 0 0 平方メートル)

(1 0) 神奈川県藤沢市獺郷字大向 1 0 0 3 番地 1、1 0 0 4 番地、1 0 0 5 番地所在の鉄筋
コンクリート造陸屋根 2 階建 湘南希望の郷管理、居住棟

1 階床面積 5 6 4 . 1 0 平方メートル

2 階床面積 1 6 4 9 . 8 6 平方メートル

(床面積合計 2 2 1 3 . 9 6 平方メートル)

(1 1) 神奈川県藤沢市獺郷字大向 1 0 0 8 番地 2、1 0 0 8 番地 3 所在の鉄筋コンクリート
造

陸屋根 2 階建 藤沢サンライズ (3 5 3 . 4 0 平方メートル) 及び湘南希望の郷ケアセン
ター (2 9 9 . 4 0 平方メートル)

1階床面積 326.40平方メートル
2階床面積 326.40平方メートル
(床面積合計 652.80平方メートル)

(12) 神奈川県藤沢市瀬郷字大向1006番地1、1006番地2、1003番地1所在の鉄

筋コンクリート造陸屋根2階建 湘南希望の郷居住棟(ニューセントピア)

1階床面積 315.50平方メートル
2階床面積 340.25平方メートル
(床面積合計 655.75平方メートル)

(13) 神奈川県藤沢市瀬郷字大向1002番地1、1004番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付平屋建 湘南希望の郷地域交流ホーム

1階床面積 226.56平方メートル
地下1階床面積 216.00平方メートル
(床面積合計 442.56平方メートル)

(14) 神奈川県藤沢市遠藤字南大平642番地19、642番地7、642番地8、642番地9、642番地17、642番地21所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 ライフ湘南

1階床面積 488.26平方メートル
2階床面積 504.00平方メートル
(床面積合計 992.26平方メートル)

(15) 神奈川県横浜市磯子区杉田五丁目2209番地67、2209番地47、2209番地64、2209番地65所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 いそご地域活動ホームいぶき

1階床面積 339.35平方メートル
2階床面積 550.31平方メートル
3階床面積 376.79平方メートル
(床面積合計 1266.45平方メートル)

(16) 神奈川県藤沢市高倉字槐戸471番地13、471番地14所在の木造瓦・銅板葺2階建藤沢サンライズたかくら

1階床面積 89.14平方メートル
2階床面積 37.67平方メートル
(床面積合計 126.81平方メートル)

(17) 神奈川県藤沢市大庭字小糸5141番地3所在の木造スレート葺2階建藤沢サンライズおおば

1階床面積 76.15平方メートル
2階床面積 56.60平方メートル
(床面積合計 132.75平方メートル)

(18) 神奈川県藤沢市葛原字塩井淵1333番地7, 1333番地10所在の木造スレート葺2階建藤沢サンライズくずはら

1階床面積 77.84平方メートル

2階床面積 70.38平方メートル

(床面積合計 148.22平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業及び第42条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、神奈川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、神奈川県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 37 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 38 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 39 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数) の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 40 条 この法人が保有する株式(出資) について、その株式(出資) に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数) の 3 分の 2 以上の承認を要する。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 41 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、利用者の「当たり前の生活を営む権利」すなわち「完全参加と平等の権利」を保障するため、次の事業を行う。

(1) 介護職員初任者研修事業

(2) 同行援護従事者研修事業

(3) 居宅介護支援事業

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

(5) 湘南台包括支援センターの受託管理業務

(6) 基幹相談支援センター事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意及び評議

員会の承認を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 食材、食品、弁当の加工・販売・配達事業
- (2) 給食の提供事業
- (3) 法人内事業所の業務受託事業
- (4) 印刷事業(点字印刷を含む)
- (5) 不動産の賃貸事業
- (6) 農産物の生産・加工・販売事業
- (7) 農作業の受託事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第43条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、神奈川県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 4 7 条 この法人の公告は、社会福祉法人光友会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 4 8 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	湧井 恵子	理事	湧井 淳
理事	五十嵐 紀子	理事	五十嵐 光雄
理事	加藤 清一郎	監事	小野間 隆
理事	中山 五福	監事	高橋 理一郎
理事	大久保 さわ子		

この定款は、2017年4月1日から施行する。

この定款は、2017年6月9日から施行する。

この定款は、2018年2月16日から施行する。

この定款は、2019年5月31日から施行する。

この定款は、2020年4月9日から施行する。

この定款は、2020年7月13日から施行する。

この定款は、2022年5月13日から施行する。

この定款は、2023年10月6日から施行する。